

令和6年度

第19回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年1月14日（火曜日） 15時00分 開会
場 所 和歌山城ホール 4階大会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	賃借料情報の提供について

出席委員（17名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
3 番 吉中 雅三
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
7 番 谷河 績
9 番 小栗 誠二

10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘

17番 貴志 年伸
18番 藤井 友彦
19番 岩橋 章博
欠席委員（2名）
6番 井上 直樹
8番 藪 利昭

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企画員 西森 和子
事務主任 田伏 諒

15時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、始めさせていただきます。

ただいまから第19回農業委員会総会を開催し、その後休憩をはさみ、農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を開催します。

また、令和7年1月1日を持ちまして、新たに農業委員として、小栗委員、森委員、高倉委員、農地利用最適化推進委員として、西川委員、中北委員、計5名の委員さんが着任され、今回の会議からご出席いただいております。

それでは、新任委員の方から自己紹介をお願い致します。

（各新任委員の自己紹介）

ありがとうございました。

それでは、総会を始めさせていただきます。

谷河会長よろしくお願いします。

◆会長（谷河 績） 新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いします。

さて、遊休農地や担い手不足等、和歌山市の農業がかかえる問題は依然厳しく、さらに、今年は、4月から地域計画が始まることで制度等も変わり、たいへんな1年となりますが、今回新たに5名の委員さんが着任されたことで、農業委員、推進委員がそろい、委員一丸となって問題に取り組んでいきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、ただいまより、第19回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る12月27日、井口委員、小方委員、丸山委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いします。

なお、井上委員、藪委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、曽根委員、小方委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、23件ありました。

相続による所有権の取得が22件、持分放棄による所有権の取得が1件です。

本届出に対して受理書を交付しておりま

すが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

Ｎｏ．３は住所が・・・ですが、現在利用権設定中です。

Ｎｏ．８は住所が・・・ですが、Ｎｏ．９の相続人である弟が耕作しているとのことです。

Ｎｏ．１１、１２は住所が・・・で、農業委員会による斡旋を希望しています。

Ｎｏ．１３は住所が・・・と・・・ですが、和歌山市在住の兄弟が耕作するとのことです。

Ｎｏ．１８、１９は住所が・・・ですが、Ｎｏ．１７の相続人である母が耕作しているとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項農地法第１８条第６項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第１８条第６項の賃貸借の合意解約通知で１件ありました。
以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出について、説明いたしま

す。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第２９条第１号に規定する農業用施設の届出が１件ありました。

内訳は、農作業場、農業用通路及び農機具置場１件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項農地法第４条第１項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第４条による市街化区域内の農地転用の届出で５件ありました。

１２月９日付、１２月１９日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項農地法第５条第１項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第５条による市街化区域内の農地転用の届出で９件ありました。

１２月９日付、１２月１９日付、１２月２７日付で受理通知書を交付しています。

また、Ｎｏ．２は賃借権の設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。

なお、No. 1は新規耕作でトラクターを所有し蔬菜及び柑橘を作付け予定、No. 4は市街化区域、No. 9は新規耕作で草刈り機等を所有し蔬菜を作付け予定、No. 10は市街化区域で新規耕作、トラクターとユンボを所有しハーブとほうれん草を作付け予定です。

また、No. 1、No. 9及びNo. 10については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長(谷河 績) No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので小方委員さん報告願います。

◆5番 (小方 保寛) 義案第2号 農地法第3条の許可申請No. 1の新規就農について報告申し上げます。

12月27日(金)に、私と事務局で現地調査を、私、丸山委員、井口委員並びに事務局職員で事情聴取を行いました。

申請者は・・・、申請農地に隣接する住宅で、・・・を経営しながら居住しているところです。

所有者が高齢で耕作できなくなったことから、太陽光発電用地として売却する話が持ち上がり、環境破壊や土壌汚染が懸念されることで、所有者と交渉の結果、申請者が農機具をそろえ、農地を維持管理してきた経緯があります。

このたび所有者から売却の話があり、本格的に就農したく申請に至りました。

申請者について、実家が農家であること、同居のパートナーがトマト農業の法人に勤務し、農業に精通していること、親類が近隣に居住し指導いただけることから、新規就農とはいえ不安はないとのこと。

申請地は3筆合計で2,501㎡の田で、現状は畑作を行っており、トラクターが置かれ、十分管理されている様子でした。

既に所有している管理機、発動機等と併せて利用して、野菜畑及びミカン畑として営農する計画です。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を教わりたいなど、農業に対する意欲、周囲への協調性が認められます。

以上の点から、特段問題がないことを報

告申し上げます。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。
した。

N o. 9について、井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 議案第2号N o. 9について報告します。

本件は、農地法第3条の許可申請で新規就農案件です。

現地調査は12月27日、私と丸山委員、小方委員それに事務局と共に実施し、申請者、・・・と同行の行政書士の二人から事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・に位置し、3筆が連続した市街化調整区域内にある農用地区域の農地となっています。

地目は畑で、購入して茄子・豆類・イモ類・麦などの野菜栽培等を予定しています。

申請者については・・・で、農業経験はありませんが、農業に興味を持ち数年前から市民農園を借りて野菜栽培をしていたところ、もっと広い農地で色んな作物を作りたいとの思いから、今回の申請に至ったものです。

市民農園の広さについては25㎡程度、7.6坪です。

作業時間等については・・・であり時間的余裕がある。

結婚後妻と二人で土日のみ農作業をする、との計画です。

また、広い面積でも利用できる、と思ったのは、連作障害を避けるため農地を数区画に区切り、順次作付けしていけば有効利用ができる、との考えです。

なお、農機具は現在草刈り機ですが、その他管理機を祖父から譲り受ける予定です。

申請農地現況については自宅から2.5kmの近距離にあり、職場との間に位置する遊休農地です。

隣接農業者によると、「最近地主による雑草管理が行われた」とのことであり、耕作放棄地ではなく農地らしくなっていました。

しかし、当該農地は周囲を農地で囲まれており進入路がなく、隣接する農地所有者の許可をもらわないと入れないのが現状です。

このことについては農地所有者との話し合いはできていません。

現地調査結果としての報告は以上です。

申請者は、特に農業への参入意欲が強く、農業の後継者として期待できると思われましたが、この件に関し、進入路も確保できていない状況のため「保留」にすべき案件と考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。
した。

N o. 10について、丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第2号N o. 10について説明します

本件は、農地法第3条1項の所有権移転並びに新規就農の申請があった件で、昨年12月27日に、私と井口委員それに事務局と共に現地調査を行った後、譲受人と代理人の行政書士から事情聴取を行いました。

申請地と申請者は議案書のとおりで、申請地は・・・に位置し、申請後、農業委員

会の係官が現地調査した際、雑木が生え茂った耕作放棄地であったとの事でしたが、私たちが、12月27日に現地調査を行った時には、雑木が伐採され下草も刈られて、後は、抜根と地面の天地返しを行えば良好な砂地の畑になる現況で、譲受人に確認したところ、申請後、譲受人がこれら伐採などの作業を行ったとの事でした。

譲受人は、これまで、・・・を営んでいたとの事です。

特に、・・・、農業や畜産業への関心が高く、将来的に会社の事業の一環としたい思いがあるとの事です。

近年、会社の運営を任せることが出来るようになったことから、自分で農業を始めようと農地を探していたところ、本件申請地を紹介され購入することにしたとの事です。

議案書では、譲受人の住所は・・・ですが、申請者は、すでに、和歌山市・・・に自宅を購入するとともに、新たに、和歌山市・・・生活拠点を和歌山市に移す予定との事です。

本人が所有する農機具は、・・・などにユンボや農機具があるほか、・・・に手伝ってもらい、ハウレン草やハーブ類を作付けする予定との事です。

今後は、周辺農地に影響が出ないように、地域の農家に相談、確認をしながら耕作するとの事です。

このような状況で、申請者には、農業経営に熱意が認められるところから特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案に

ついて、何かご意見、ご質問ございませんか。

現地調査を行った井口委員からNo. 9について、進入路が確保されてないため保留すべき案件と意見されていますがいかがでしょうか。

進入路が確保されてないため保留ということでしょうか。

その他の案件については可決決定ということでしょうか。

（異議なし、との声）

それではNo. 1から8、No. 10を可決決定としNo. 9は保留と決定します。

議案第3号事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を請け負う法人です。申請地については、・・・の橋梁架け替え工事のための資材置場として、令和5年2月27日付で2年間の一時転用として転用許可済でありましたが、工事の長期化に伴い、令和13年2月28日までの事業期間の延長を申請するものです。

なお、本申請にあたり、延長期間に対する賃借権の設定を行うため、5条の許可申請を行っており、23ページの議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてNo. 3と関連となります。

以上です。

◆会長（谷河 續） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、妻方の実家が近くにある当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

また、・・・については使用貸借権の設定です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は、現在、・・・に単身赴任しており、許可日から1年以内に本拠地を日本へ移し居住することが決まっています。

現在、妻と子供が義両親と共に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、実家に隣接する当該申請

地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 本件は議案第3号で説明済みのため、省略させていただきます。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおりますが、公共・民間工事の増加等により現在所有している既存の露天資材置場が不足してきたため、既存の露天資材置場に近接しており利便性が良い、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、体調が悪化した母親に代わり今後農業を継承したいという目的から、現在の住居の老朽化に伴い、耕作地に隣接し利便性の良い、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は申請地周辺で主に・・・の製造及び販売事業を行う法人で、申請地西側の隣接地を商談スペースとして購入するため、そのための来客用及び従業員用駐車場として、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地は鉄道の駅から近く、スーパーやドラッグストア等の商業施設及び病院も近くにあり、住みよい環境であることから、当該申請地を分譲住宅及び介護施設として転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

また、・・・については登記地目が雑種地ですが、現況は田となっております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が11件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 8については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 9からNo. 11については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が22,106㎡、畑が115㎡、合計面積22,221㎡です。

うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が7,997㎡、畑が115㎡、合計面積8,112㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号非農地通知について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

雑賀崎地区で（130件、260筆）を南方推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書7件の提出がありました。

面積はすべて畑で3,487.91㎡です。

議案書番号1～7について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第52条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。

具体的には、過去1年間において実際に締結された賃貸借契約のデータをもとに、大字単位などの地域別、水稻、普通畑などの種類別に平均額等を算出し情報提供するものです。

下欄の注意書きに基づき集計しています。

和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業による賃借料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域13地区を対象に情報提供しております。

なお、令和6年12月末日時点で、水利費が借人負担のものについては5,000円とし、お米を渡している方については60kgあたり20,500円として計算しております。

また、楠見地区および直川地区については、過去1年間、算出元となる契約がございませんでした。

田(水稻)の部としては、参考として和歌山市平均では6,200円となっております。

なお畑の部として名草地区のみとなり、平均23,000円となっております。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

次に「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」事務局から説明してください。

◆藤田副課長 番外、説明いたします。

お手元の「資材置場等目的での農地転用許可の取り扱いについて」と書いたA4の資料をご覧ください。

こちらについては、先般よりご議論いただいた件ですが、P1及びP2にございますよう和歌山県から通知頂いております。

内容については、P4にございますよう、1の恒久転用の相談があった場合の対応として、まず、一時転用の検討を行い、都道府県とも協議の上で指導することとなっています。

次に2の資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、「事業完了報告があった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件をつけることとなっています。

また、適用時期と参考様式については、P5から12にございますよう、周知期間を令和7年1月末までとし、P11と12に参考様式を提示しています。

詳細については県から1月17日開催の担当者会議にて説明すると聞いています。

内容は随時、総会にて報告を予定しています。

なお、本件に付き、事前質問等ございましたら事務局に申し出ください。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他なにかございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第19回総会を閉会いたします。

15時50分 閉会